裁判員等経験者意見交換会議事録

日	時	令和元	6年7	月 1	1	日午後	後2目	₩0	0分	から	午	後。	4 時	ê O	0	分言	きで
場	所	水戸地	也方裁	判所	裁	判員的	ます きゅうこう こうしゅう こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ	者待	機室								
出席者		司 会	<u> </u>	結	城	岡川	行										
		裁判官	1	寺	澤	真由	自美	(部	総括	裁判	官)					
		検察官	1	崎	Ш		記										
		弁護士	<u>.</u>	有	馬		慧										
		裁判員	員経験	者 1	番		男仆	生 6	0代	(以	下	Γ	1番	÷]	と	略言	己)
		裁判員	員経験	者 2	番		男仆	生 6	0代	(以	下	۲	2番	:	کے	略言	己)
		裁判員	員経験	者 3	番		女	生 4	0代	(以	下	Γ;	3番	÷]	と	略言	己)
		裁判員	員経験	者 4	番		男仆	生 6	0代	(以	下	Γ	4番	-	لح	略言	己)
		裁判員	員経験	者 6	番		女	生 6	0代	(以	下	Γ	6番	÷]	と	略言	己)
		裁判員	員経験	者 7	番		男仆	生3	0代	(以	下	۲	7番	-	لح	略言	己)
		報道関	関係者	茨	城	新聞,	茨圳	成放	送,	共同	通′	信					
1	はじ	こめに・			•						•	•		•	•	2	2
2	裁半	員を紹	経験し	ての	全组	般的な	よ感れ	想 •			•	•			•	ę	3
3	法廷	€での箸	野理に	関す	つるか	惑想,	意	見•			•			•	•	1 3	3
4	評諱	&に関す	つる感	想,	意	見・・					•			•		2 6	3
5	これ	いから裁	战判員	にな	ら	れるカ	ヺ へ (カメ	ッセ	ージ	•			•	•	3 ()
6	報道	直機関カ	ょらの	質問	•										•	3 3	}

1 はじめに

司会

裁判員等経験者の方と法曹三者との意見交換会を始めたいと思います。裁判員経験者の方にはお忙しいところお集まりいただきまして,誠にありがとうございます。 私が司会担当ということでありますので,本日はどうかよろしくお願いいたします。

本日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員等の皆様にとりまして 分かりやすいものになっているかどうか、あるいは分かりやすいものにするために はどのような改善が必要かといったような点を中心に、経験された方々が裁判員裁 判に参加されて感じられた事柄についてお伺いしていきたいと思います。

併せまして、本日の会の趣旨について簡単に御説明いたします。裁判員制度が始まりまして、10年が経ちました。県民の皆様の御協力のおかげで、おおむね順調に運用がされていると見ておりますけれども、この制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直し、より良いものに変えていかなければなりません。そのために、実際に裁判員裁判を経験された方々の率直な感想や御意見をお伺いすることが今後の裁判員裁判の運用の改善を検討していく上で重要であると考えております。

また、まだ裁判員候補者となっておられない県民の方々から見ると、一体どのような制度なのか、果たして自分はやっていけるのだろうかと、こういったような御心配をされている方々も少なくないと思われます。そのような県民の皆様に、実際に裁判員等を経験された方からの生の声をお伝えすることによって、これから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかと考えております。以上、申し上げました趣旨に基づき、本日の機会を設けさせていただきました。

それでは、早速開始させていただきます。まず最初にこちらの会には法曹の関係 の方にも出席をいただいております。その法曹関係者から自己紹介をお願いしたい と思います。自己紹介の順番は、検察官、弁護士、裁判官の順でお願いしたいと思 います。それではお願いいたします。

検察官

水戸地方検察庁の検事の崎川です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私は、ふだん捜査を担当しておりまして、水戸では裁判員裁判をやっておりませんけれども、前任庁では裁判員裁判の裁判に立っておりましたので、本日は、貴重な御意見、御感想等を聞かせていただければと思います。

司会

では, 有馬弁護士, お願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会所属の弁護士の有馬と申します。私は裁判員裁判を多分7件くらいやったことがあるかなと思いますけれども、今日は弁護人の立場からもお話ができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、当部の寺澤部総括判事、よろしくお願いいたします。

裁判官

水戸地方裁判所刑事部部総括判事の寺澤と申します。今日は、皆さんからいろいろな意見を聞けるのを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。 司会

では、話題事項に入っていきたいと思います。お手元にある話題事項を御覧いただきますと、まず、話題事項その1、裁判員を経験しての全般的な感想というふうになっております。2番目に法廷での審理に関する御感想、御意見、更に3番目には評議に関しての御感想、御意見、そして、4番目として、これから裁判員になられる方へのメッセージをお聞きすると、このような順になっております。

|2 裁判員を経験しての全般的な感想|

司会

早速ですが、話題事項1に入らせていただきます。まずは、裁判員等を御経験さ

れての大まかな御感想,あるいは印象などをお話しいただければと思います。事件の特色等もありますので、皆様が御意見、御感想をおっしゃる前に、皆様に御担当していただいた事件について、私から簡単に紹介をさせていただくという形を取りたいと思います。

なお,プライバシーの問題がございますので,経験者の皆様のことはお名前では なく,番号でお呼びさせていただきますので,その点はどうか御了承下さい。

まず、1番の方が御担当された事件ですけれども、こちらは、事件名としては、殺人未遂、傷害、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反となっておりますが、殺人未遂事件以外は裁判官のみの裁判で担当する区分審理で事実認定をあらかじめ行った上で、それを合わせて、殺人未遂事件の審理を行い、判決を出すと、このような流れで進んでいった事件であります。内容としては、殺人未遂のところで、犯人性、更には殺意の点を否認した、このような事件概要でした。職務従事期間としては14日間にわたって職務従事いただきまして、多数の証人も聞いたという内容になっております。それでは、1番の方、よろしくお願いいたします。

1番

まず,通知が来たときに、自分でできるのかなと思ったんですが、その前に選ばれるかどうかというのが分からないで出席したんですけれども、やはり、裁判員に選ばれたときに、まずは、その当時は仕事をやってたものですから、上司の理解と職場の協力がないとできなかったかなと思います。14日間できたのも、そういう協力のおかげでできたと思います。

やってるときは大変なんですが、裁判官の分かりやすく丁寧な説明があったので、 段々自分が熱くなるのが分かるんですが、ちょっとクールダウンしていただいて、 裁判官の方が導いて、最後までできたのかなと思います。最初は大変だと思ったん ですが、やはりこういう経験をすると、次、裁判を見る目が違ってくるかなと思い ます。とてもいい経験をさせていただきました。

司会

ありがとうございました。では、引き続きまして、2番の方が担当された事件は、 強盗致傷、建造物侵入、強盗事件であります。こちらは、強盗しようという意思を 通じ合って事件を起こしたのかというところが争われました。こちら、職務従事日 数としては10日間にわたっております。では、2番の方、御意見、御感想をお願 いいたします。

2番

全体的な雰囲気からいきますと、当時の小笠原裁判長に非常に自分達に対して丁寧に説明していただいたので、評議は順調に進んだと思います。当時、7人くらいですかね、補充裁判員の方も入れて評議しましたけど、評議のときは非常に皆さん熱心にやられたと思いますし、休憩時間には非常にリラックスした、そんな雰囲気を作っていただいたし、非常に和気あいあいとできたのかなと思います。そういう意味で、真面目にかつ熱心にできた裁判員裁判だったというのが印象です。

個人的には、自分の苦労の話も出てましたので、分かりやすくいうと、自分が生きてきて一番頭を使いましたね。なぜかというと、評議の仕方について、ふだん自分が思考しているプロセスと違うプロセスがあって、詳しく自分は語れないですけど、こんな考え方をするんですかみたいなところがあって、最後に情状の話をされるとき、多分、自分もそうだったと思うんですけど、皆さんもギャップがあったと思うんです。それは、恐らく1番の方がおっしゃっている熱くなっている気持ちになっているときに情状があるのか、みたいなところは皆さんの中にあったのかなと思います。裁判というそのものの考え方が、ふだん自分たちが見ているのと、中から見ている違いがずいぶんあったのかなという印象です。

司会

ありがとうございます。今のお話の中で、見方がずいぶん違うところがあったという御指摘があったんですが、それは最終的には2番さんの中では納得がいくものだったのでしょうか。ふだんの自分の見方、考え方と違うところがあるというところについては、どのような御感想を持たれましたか。

2番

最後の総括するときにも裁判長にお話ししましたけど、自分はこの間に原田國男 先生のエッセイと量刑についての本も斜め読みしました。というのは、さっきのギャップに対して自分がどういうアクションを起こせばいいのかというのが分からなかったというところがあります。

今,結城裁判長のお話の自分の中で納得されましたかという意味からすると,そ ういう意味では,努力をしたので,最終的には納得したし,最後は,自分たちは良 くできましたよねということで,今日来られている3番の方にもほかの方たちにも 話し掛けさせていただいたというところだったと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、3番の方のお話を伺いたいと思います。3番の方が担当された事件も、2番の方が担当された事件と内容は同じですね。それでは、3番の方、御意見、御感想をよろしくお願いいたします。3番

よろしくお願いいたします。私のところに一番最初に裁判員制度の書類が来たのは、仕事で日々家にはいないので、不在通知書が入ってたんですね。で、不在通知書のところに裁判所と書かれたので、まず最初に自分が思ったのは、もう四十数年生きてきたので、ああ、何かやってしまったのかなというのがありました。その日はちょっと仕事が遅かったので、その書類を取ることができなかったんですが、まずは悪いことでもしたのかなと驚いたのと、もしかしたら詐欺かな、なんていうのも思いました。

その後、自分がこの裁判員制度に関わることになって、2月に9日間と書類には書いてあったんですけど、私は日々パート職員で働いていて、1か月ごとに自分の仕事の勤務表を出すんですが、その調整が少し難しかったんです。その日に、もし選ばれたら9日間休みますということは会社にお話ししたんですけど、その点について、上司は、なかなかできない経験だからというのは言っていただいたんですけ

ど、私は有休がないので、その間は無給だったんです。9日間無給で。日当ももらえるということだったんですけど、生活費を考えるとどうしてもその差額があるんですが、金額が少なくなるけれど、こういうのはやっぱり何かの縁かなと思いながら、やってみたいという気持ちも大きかったので、是非やっぱりやらせていただくという方向に気持ちが動いたんです。

今日の意見交換会もですが、仕事は休んできました。そう考えると、ほとんどボランティアだなというのはあるんですけど、でも、やっぱり金額などじゃなくて、お金には換えられない、選ばれたということで経験できることってすごく貴重だなと思ったんです。私がこうやって経験したことによって自分の生活も少し裁判というのが身近に感じることができたのと、それを私が周りの人に話をすることによって、少しでも事件に関わるにしても、関わらないにしても、いつ自分がどこでどう裁判と向き合うか分からないから、やっぱりちょっと考え方を変えて、プラスになればいいかなと思ったんです。

司会

引き続きまして、4番の方のお話を伺いたいと思います。4番の方が経験された事件は、外国人の事件です。強姦致死、殺人であります。実は、ほかの経験者の方が担当された事件は、すべて何らかの形で否認、事実関係に争いがある事件なわけですが、この事件だけは自白事件、被告人が自ら認めている事件でした。ただ、今申し上げましたとおり、被告人が外国人ということで通訳が入るということになります。それゆえの難しさということもあったのではないかと思われます。こちらは、職務従事期間6日間ということでありました。それでは、4番の方、御意見、御感想をお願いいたします。

4番

今言ったとおり、外国人の方の事件だったので、やはり通訳が入ってるのでちょっと分かりづらいところもありましたし、こちらの言ったことをみんな否定される場面もたくさんあったので、ちょっと、と思いました。それでも、内容としては、

犯人がいたんだけど,その一人が自供して,二人目が逮捕されたという事件でホッとしたわけになるんです。

感想としては、職場のことでは、有休を下さいと言っても、1日しかくれなかったり、やっぱりなかなか理解ができないかなと思いながら、経験しました。ちょうど暑い時期だったので、35度もあって、ちょっと遠いもので、朝7時から出発でつらかったんだけど、いい経験はさせていただきました。やはり外から見るよりは、中で見て、もちろん、犯人もあるけど、被告人であり、弁護人、検察官、すべてが新鮮で、いい経験したなというような、お金には換えられない、いい経験をしたなと思います。

自分としては許されない事件だったので、なんでこんな人生があるのかということが、最初だったんですね。それから、これからは日本は少子化なので、若者がいなくなって、外国人がたくさんいるので、そういう犯罪も多くなると思いますが、自分としては、ささやかだけど平和で安心した暮らしをして、そういうことの判断をしてやっていきたいと思います。

司会

今, 奇しくも3番の方, 4番の方が職場との調整ということをおっしゃられました。なかなか難しいところもあるというふうな御指摘もありました。3番さん, 4番さんで, その調整が難しかったというところで, 裁判所の方でこういうふうな配慮をしてくれると,よりやりやすいとか,そういうふうなことは何かございますか。3番さん, どうでしょうか。

3番

できれば、日程が招集日から実際に掛かる日付が、1か月くらいいただけると、 私は勤務表が出しやすかったのが一つと、あとは私から上司に話をするのも一つな んですけど、裁判所から企業などに話をしていただけると、すんなりもう少し調整 が行ったのかなというのがあります。

司会

ありがとうございます。裁判所でも、このように選ばれたということで書面を入れるというのは検討とかはして、実際に実践をするようにしてるんですが、3番さんとしては裁判所の方からそういうふうな説明をしてもらえると、より良かったなと、そういう御感想ですかね。

3番

はい。

司会

4番さん,いかがでしょうか。

4番

やはり、休むというと、人が少ないと、やり繰りが難しい中小企業だと、そういうことはあります。だから、全体的に、10周年ということで一般に広げることをちゃんとすれば、スムーズに行くと思うので、裁判員というのはこういうことで、こういう経験をしてというのをもっとアピールすれば、何もしなくて、スムーズに、有休取っていいですよ、協力しますよということができると思いますが、やはり分からないことがあるので、そういうところを、スムーズに入れるような雰囲気を社会全体がやればいいかなと思っています。

司会

ありがとうございます。裁判所も、特に今年は10周年ということもありまして、 広報に力を入れていますが、4番さんのおっしゃるように、みんなが快く送り出し てくれる雰囲気作りということを考えて、広報活動に力を入れていきたいと思いま す。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、6番の方、御意見、御感想をいただきたいと思います。6番の方が担当された事件は殺人事件であります。この事件は、被告人に刑事事件として責任を問うだけの責任能力があるのかと、精神障害によって認識とか判断能力とか、そういったものがひどく落ちてしまっている、あるいは全くなくなってしまっているような状態ではなかったのかと、そういったところが争われました。

なかなかこれは専門家でも難しい事件ではありました。こちらは、担当された職務 従事日数は8日間となっております。それでは、6番の方、御意見、御感想をお願 いいたします。

6番

初めて裁判所に来まして、世界がちょっと違うなと思いました。雰囲気が厳しいですね。私なんかはただの本当の主婦だったものですから、学校の感じですか、昔の感じを思い出しました。

あと、事件については、やはり難しい事件でした。でも、身近にそういう精神的な障害のある方と一緒に仕事をしたことがあったものですから、そういう経験から 裁判において判断をしっかりできたなと思っています。

裁判官が裁判中に説明してくださったこと、あと、いろいろな説明がしっかり理解できるように説明してくださったことを、今でも鮮明にいい記憶として残っています。知人も裁判員裁判に関わったことがあって、話を聞いてたものですから、スムーズに行ったんですが、全然そういう経験がない方で、もし通知が来たら、拒むとは思います。やはりいいことと感じたものですから、これからは事件の重さじゃなくて、自分の経験として、通知が来た方に裁判員になることを勧めたいとは思っております。事件は本当に難しい事件でした。

司会

ありがとうございます。自分の方で勧めたいとおっしゃってくださったのは、非常に心強いお言葉で感謝したいと思います。

今おっしゃられた中で、普通の主婦だとすると、そういった知識が全くないと拒むと思いますとおっしゃられましたが、それは、具体的にはどういうところで嫌だというふうに、まず、拒否反応が出てしまうと思われますか。

6番

町内の方にも、私、選ばれたということでお話ししたんです。そのときに、私も 来ましたよという話が初めて話題になって、3人くらいの方が断ったというお話を 聞いたんです。ですから、人のことに対して判断ができないというか、難しいと感じてると思います。大体世界が違うって。

司会

ふだん,自分が経験していないことを経験しなくちゃいけない,しかも,その中で,そういった人の運命を決めるようなことを判断しなければいけないというのは,どうしても腰が引けてしまう,難しいという思いが先に立ってしまうということでしょうか。

6番

そうですね。私たちの年齢になると、若い人はそうでもないでしょうけど、年齢 が高くなればなるほど、ちょっと引くところもあります。

司会

ありがとうございます。 7番の方も同じ事件を担当されています。それでは、よ ろしくお願いいたします。

7番

6番の方と同じ事件を担当して、今、私くらいの年齢はと言いましたけど、若い人でも同じです。若い人でも、やはり腰が引ける部分はやっぱりどうしてもあります。通知が来て、抽選されているというところで、どういう事件を担当するかというのが行くまで分からないので、やっぱりそこら辺がドキドキして、実際、抽選のときに軽く概要が分かるんですけれども、そのときに、ああ、こういう事件だったかというのが分かってほっとしました。そういうのはやっぱり年齢関係なくあります。そういう部分で、絶対、ファーストアクションで戸惑う人はいるとは思います。

あと、職場との日程調整が一番苦労はしました。たまたま私の場合は自分があまり有休を使わずに仕事してたので、有休がたまっていてそれが使えたという事情とか、あとは職場がそのとき繁忙期ではなかったとか、そういった事情が重なったので出られたんですが、逆に、時期が悪かったり、有休が十分になかったりしたときに、その通知が来て、参加してくださいと言われても、いや、行けないよねって、

多分多くの人がなってしまうかなと思います。

あとは、実際やっていて難しかったことでいうと、同じ事件なんですけれども、程度問題になってしまうというところが難しかったように感じます。やった、やってないということ、イエスノーではっきり出るものだったら、多分スパッと行くかと思うんですけれども、どれくらい責任が取れるかと言われたときに、どれくらいって言われてもみたいなところは、やっぱりどこまでも付きまとうというか。それで、やっぱり意見は分かれますし。それを、いろいろな意見が出て、すごい方向にも行って、それをまとめた裁判官の方はすごいなと思います。本当にすごく大変でした。

ただ、大変なことを今いっぱい言っちゃったんですけれども、それを含めても、経験して良かったと思います。もちろん興味があって参加しましたが、新聞とかで見てるときは、事件があったことと、その結果ぐらいしか載ってない、小さい記事だったりしますが、その行間の間の部分で、すごく実は大変に、それこそ一生で一番考えたというくらい、我々も考えましたし、そういう部分でなかなか経験できないこととか、知ることができないことを知ることができたというのは、それこそ、いろいろな方に伝えていきたいなとは思います。

司会

ありがとうございます。担当された事件の関係でいえば、責任能力というのは、 おっしゃるとおり、やったか、やったとはいえないか、黒かグレーかというふうな ことではなくて、かなりグラデーションで流れるところがあるので、著しく能力が 下がっていた、欠いていた、どう違うんだみたいなところは確かにあって、では、 著しくないものは全部同じなのかというと、これがまた全部同じではない。通常の 能力がある人がいて、でも、ちょっと能力が足りない人がいて、更に足りない人が いてと下がっていく中で、どこかで著しくとなるはず、というのが非常に難しいと いうのは本当によく分かります。私自身も、担当した事件で裁判員の方と一緒にそ こを悩んだ経験がありますので、そこのところを経験されたというのは、大変だっ たなと思うとともに、その経験を良かったと言ってくださって、伝えていきたいと 言ってくださるのは大変うれしいことです。ありがとうございます。

3 法廷での審理に関する感想,意見

司会

それでは、続きまして、法廷での審理に関する感想、意見を伺っていきたいと思 います。

法廷での審理といいましても、幾つかございますので、大きく三つほどに分けました。一つは、検察官、弁護人の冒頭陳述であります。これは、要するに検察官、弁護人が証拠調べの前にどこにポイントがあるのか、それを明らかにする手続です。したがって、この冒頭陳述を聞けば、これから行われる証拠調べのどこにポイントがあるのかというのが、裁判官、裁判員に見えてくると、いわば映画の予告編のようなものではあります。果たして、そのようなポイントがつかめたのかどうか、その内容の分かりやすさ、更には、この冒頭陳述の際の検察官、弁護人の話し方、そういったところを含めて、御意見、御感想をいただければと思います。

まずは、1番の方、この事件はそもそも大量の証拠を調べなければいけなかった ということもあったんですが、その辺も含めて、その予告編となるべき冒頭陳述に どのような印象を持たれたでしょうか。

1番

ドラマのような熱い話合いをするのかなと思ったんですけど、検察官の方も弁護人の方も落ち着いた話し方で、とても分かりやすく、資料を出しながら話していただきました。だから、素人の私でもどちらに対してもなるほどなと、言ってることは分かるんですけど、では、これを最終的にまとめるというのを頭に入れると、難しかったなと思いました。でも、やっぱりドラマと違って、お互い冷静に話をするんだなというのが印象的でした。専門用語は入ってるんでしょうけど、すごく噛み砕いて話してくださったので、とても、これから先の話合いについてのヒントというか、論点になったかなと思います。

司会

一つお聞きしたいのは、この事件では大量の証拠調べがあったわけですが、証拠の中身と冒頭陳述に書いてあることが混同してしまうようなことはございませんでしたか。つまり、冒頭陳述に書いてあるから、証拠として見てしまったというようなところはございませんでしたか。

1番

証拠は証拠で、その後も出てきたので、そういうふうに考えてはなかったんですけれども、確かにそういう印象はあったかもしれないんですけれども、その後の証拠で段々出てきたので、そういうことはなかったと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、2番の方、検察官、弁護人の冒頭陳述に関して、どのような御意見、御感想を持たれたか、伺わせていただきたいと思います。

2番

今,結城裁判長がおっしゃったところ,まず,自分たちは,その冒頭陳述の入り 方が既に自分らの思考のプロセスにはなるわけで,そこがギャップの一つですね。

それで、検察官と弁護人のやり取りの中で、自分が立ち会った裁判の事例でいえば、共謀共同、共犯が成り立つかどうかというところだったので、多分そこがポイントだったと思うんです。実行者に対して、実は計画者のところまで考えていくのがこの裁判だよということだったと思うんですけど、それは多分皆さん十分理解できたと思うんです。ただ、共謀共同が正犯だということ自体を法律的に知らなかったという人にとっては、そこはギャップだったと思いますけど、裁判長にはそこをよく説明していただいたと思いますので、評議については悩むことはなかったと思います。

個人的な感想としては、検察官の方が私から見ると個性的な方だったので、非常 に面白く、しかもお互いにしっかり自分たちの主張をされてましたので。ただ、そ れを評議に持ち込んだときに、これだけ自分たちに見せていただいた証拠から判断するというところは非常に苦慮したところだという印象ですね。全体的な冒頭陳述に関していえば、弁護人のやり取りに関していえば、そんな印象だと思います。 司会

差し支えなければ、その個性的というのは、どんな感じだったのでしょうか。 2番

女性で、すごくしっかりとした方で、さすがだなという。被告人に対しても自分 の主張を曲げずに言われてましたから、そういう意味では非常に面白く展開は見さ せていただきました。

司会

ありがとうございます。それでは、3番の方、同じ事件、共謀が問題になった事件に関して、ポイントが分かるような冒頭陳述ができたのかということなどを含めて、御意見、御感想をいただければと思います。

3番

今,資料を読み返してみたんですけど,私の担当事件は、建造物侵入と強盗と強盗致傷とあったんですけど、三つの重なりは、今思うと、どの順番でどうのこうのというのはよく分からなかったんですが、裁判をやっていくうちに、裁判官の方に細かく説明していただいたり、このメモも見ながらできたので、今思うと、これだけを見ると複雑だったような気もするんですが、メモを読み返すと、そのとき、そのときで分かりやすく、細かいところを説明していただいて、分かりやすく評議できたと思います。

検察官の方も弁護人の方も印象には残ってないんですが、記憶にも残らず、淡々とやっていただいたのかなと思います。今、女性の検察官の話が出たんですけど、やっぱり女性の声の方が鋭い突っ込みが入ったような気もしますし。一方、弁護人は男性だったと思うんですが、何回か聞き取りにくいかなという感じもあったかなとは思うんですが、分からないということはなかったと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、4番の方、最初に行われた 検察官、弁護人の冒頭陳述について、どのような御感想、御意見をお持ちになりま したでしょうか。

4番

前も言ったとおり、すごく重大な事件だったので戸惑いましたけれども、分かりやすくやってくれたことで納得をしました。個別のポイントは分かりました。ただ、自分の世界とはかけ離れた世界だったので、やはり弁護人が一応いろいろ弁護はしたんだけど、それにしても、その被害の重大さの方が勝っていたので、何を言っても、弁護しても、許せないという気持ちはずっと思ってて、自分としては何もできなくて、歯がゆい気持ちがありました。あと、質問しても、みんな、分からない、分からない、忘れましたという意見ばかりだったので、虚しさが先に出ましたけど、すごくいい経験はさせていただきました。

司会

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、6番の方、こちらは、先ほど出たとおり、論点が責任能力ということで証拠調べに入る前の冒頭陳述、その辺の理解を深く、ポイントを押さえられていたのかについて御意見、御感想をいただければと思います。

6番

1日目は不安,事件に対しての不安ですね。それで,2日目,3日目になってきましたら,はっきりと理解ができるようになったんですけれども,最初の説明で明確に事件の情報が理解できました。日が経つにつれて重大な事件だなということは感じてきたんですけれども,いろいろなことを説明してくださり,はっきりと理解できました。

司会

やはり1日目はかなり緊張してなかなか頭に入らないというところはありますで

しょうか。

6番

はい。

司会

ありがとうございます。7番の方、同じ事件で、冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

7番

冒頭陳述の部分では、もう争点が責任能力とはっきりしていて、記憶によると、 犯行状況とか経緯の部分では、双方が争ってはいなかったように記憶しているので、 その意味では、論点はこれなんだということはよく分かってという部分です。ただ、 やっぱり緊張とかはありました。最初の日よりも、段々議論を重ねていって、ああ、 そういうことねというのが後から実感として分かってくるみたいなところはやっぱ りありました。

司会

ありがとうございます。それでは、話題事項は証拠調べに入ります。既にその中でいわゆる尋問のところの話なども少し出てきております。更にその先の論告、弁論までも含めて、検察官、弁護人の方で裁判員経験者の方に尋ねてみたいということがあれば、質問をお願いしたいと思います。それでは、崎川検察官から裁判員経験者の方に聞いてみたいということがございましたら、質問をお願いします。

検察官

私から御意見をお伺いしたいのは、今回出席されている経験者の方々は、皆さん、 殺人とか、強盗致傷とかで負傷したとか人が亡くなったとか、そういうような事件 だったと思います。遺体とか、けがの状況というのは、恐らくイラストとか又は白 黒になった写真の証拠を御覧になったのではないかと思います。多くの検察官とし ては、被告人の行為責任が一番分かる、つまり、事件の実態に迫る証拠としては、 けがとか、御遺体とか、これについては、生の写真を御覧いただきたいと思ってい るものが多数ですし、裁判員裁判本番前の打合せでは、そういう生の写真の証拠を 請求していることが多いです。実際、審理で、そういうイラストとか白黒の写真を 御覧になって、本当の写真を見たいと思ったとか、なぜこれはイラストで証拠にな っているのかとか、そういうことで何か思われた点があれば御意見を伺いたいと思 っております。

司会

それでは、今の点に関して、御意見を述べられたいという方はいらっしゃいますでしょうか。担当された事件の関係で伺おうとすれば、今の話だと、殺人ないしは殺人未遂ということになるかと思います。殺人未遂事件ですと、1番の方が担当されているんですが、実際に、けがとかの状況などは、イラストあるいは白黒写真などで出ましたか。

1番

記憶がはっきりはしてないんですが、出たかとは思います。ふくらはぎに貫通したところかな、確か、はっきりとは覚えてないんですけど、見ていて痛々しいなと思ってましたけど。ちょっとショックではあったんですが、証拠は証拠として、やっぱり確認はする必要はあるのかなとは思います。そうしないと、イマジネーションだけでは無理なのかなと思います。

司会

1番の方は、実際の御自分が担当された事件で出てきた証拠で、これじゃ足りない、元の写真を見たいとか、そういうふうな思いを持たれたとか、そういうことはありましたか。

1番

いや、自分はそういうことで十分だと。

司会

十分だと思われたということですね。

それでは、殺人事件ということで、強姦致死、殺人ということになると、4番の

方が担当された事件ですが、まず、この事件では、遺体のイラストとか白黒写真とか、そういったものは出ましたか。

4番

出ました。場所も分かるし、ピッキングでここを刺しましたよというイラストで 出てきました。

司会

今の検察官の御質問に対するお答えとしては、どのような感じになりますか。

4番

やはり自分としては、イラストよりは、ショックを受けるかもしれませんけど、 生の、せめて、カラーは嫌ですが、白黒か何かで具体的なことを、ちゃんともうちょっとね。イラストではやはり、イラストという頭で最初から見ちゃうので、自分としても、やはり証拠を追求する分には、もっと、生々しいまでは行かなくても、やはり、言ったようにしても、裁判員の人も非常に多様だから、真剣に聞く人もいれば、半分興味の人もいるし、すごくいろいろな人がいるけど、私としては、真剣に立ち向かいたいというか、その人の立場になって、被害者の立場となっては、やっぱりはっきりした方がいいなと思います。

司会

担当された事件では白黒写真が出たということですか。

4番

イラストです。

司会

ありがとうございます。それでは、殺人ということで、7番さん、6番さんが担当されています。イラストあるいは白黒写真、何かそういった遺体関係のものが出ましたでしょうか。

7番

イラストが出ました。イラストが出ていて、確か、イラストが出る前にも、次に

こういうイラストが出ますというアナウンスがあって、御注意下さいとかなんですけれども、そういうアナウンスがあってからイラストが出てるというのは、すごく気遣いがあるなというのは、印象に残ってます。

個人的な感想をいうと、僕が担当したものでいうと、何か所も刺されているという形で、しかも、確か、その後に折れた刃物とか、何種類かの刃物が出ていて。それじゃなくても、悲惨だということは分かるというような状態、僕は分かったという感じなんですけど。なので、もし別の手段で、それこそ、僕の担当したことでいえば、刃物が出てきて、刃物が生々しかったので、それで分かればもちろんそっちの方がショックは受けないし、本当にリアルに御遺体が出てきた場合には、それはかなり感情に訴えるでしょうね、というものだったので、何か所もあってひどいものは、ちょっと考えた方が、耐えられるかどうか分からないかなというのは感じます。

司会

今の点に関して、検察官の質問に対しての7番さんのお答えがあったんですが、同じ事件を担当された6番さんは、どのようにお考えでしょうか。

6番

やはり凶器とか、そういうのをちょっとしすぎるというか、やはり後になって、 杖というんですか、それが凶器になるということとか、いろいろ、そこまで見せて、 みたいなのは思いますね。カラーではなくて、白黒写真で。

司会

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、有馬弁護士から何か裁 判員経験者の方に御質問がありましたらお願いします。

弁護士

1番さんの事件ですけれども、区分審理が行われていた事件ということで、先に 先行して、別事件について有罪判決がありますよということを知らされた上で審理 されたと思うんですけれども、冒頭陳述の段階で検察官からそのことが述べられて いたかと思うんですけれども,前科とか,そういうのはさておき,今回,犯人であるかどうかというところを審理していく前に,そういったほかの事件について犯人でありますよ,やってますよということを知らされながら,事件に入っていくということについて,判断もそうですし,心理的に何か影響があったかというところをお伺いできればと思いますが。

1番

資料を見ると、この方はいろいろなことをやってるんだなと、やはり、多少はそういう先入観は、ゼロとはいえないですね。その上、これをやったんだなといういろいろなプロセスを受けて、最終的にこういうことをやってしまったんだなというのは、自分の心の中のどこかにありますね。だから、ちょっとその話を聞くと、段々、本当はいけないんでしょうけど、この人じゃないかなと考える自分もないとはいえなかったですね。でも、冷静に考えなければ、この人のこれからの更生が期待できる可能性もないとはいえないので、冷静に考えなきゃなという自分もいました。司会

それでは、引き続いて、既に証拠調べの話が裁判員経験者の方からも、あるいは今の御質問の内容からも出てきておりますが、更に証拠調べについてどうだったかというところでお聞きしたいのは、一つは、経験者の方で、2番さん、3番さんが経験された事件、これは実は供述調書、実際に本人に来てもらって聞くんじゃなくて、その聴き取った書面が読み上げられるというのが、かなりの数、読み上げられています。通数でいうと、全部で18通ほど読み上げられています。そこら辺のところ、よく分かったのか、どうか、どのような御感想を持たれたのかというところをちょっとお聞きしたいんですが、2番さん、3番さん、いかがだったでしょうか。2番

少し、そこはもう記憶が曖昧ですね。多分、それ自体は理解してたと思います。 今、裁判長がおっしゃっているとおり、その他に来た被告人の証人という意味では、 二人の実際に車を貸した人とかも来られてましたので、多分そういうことと連動し ながら、それについては納得してくるようだったと思います。ですから、少なくとも二人の、既に刑を受けている彼らが来てたということは覚えてるし、それから、車を貸した人とか。そういう人たちの中の話を、どちらかというと聞きながら、その陳述したという証拠のことに関して、恐らく評議のときには自分らはかなりそれについて、要は行為を犯したものに対して共犯の計画者が確かに共犯といえるのかどうかというところで非常に悩ましかったんだけれども、そこは一つ一つ、洗うというか、確認する中で、みんなが納得いったというプロセスだったと思うので、理解はできたと思います。

司会

ありがとうございます。3番さん、いかがだったでしょうか。なかなか記憶という点では、今、2番さんがおっしゃられたように、1年以上経っているというところで難しいところがあるとは思うんですが、いかがでしょうか。

3番

今言われて思い返したんですけど、そのときの評議を考えると、私たち6人、補 充裁判員が3人で、それぞれいろいろな角度から皆さん言っていただけるメンバー だったので、今思うとスムーズに行ったので特に問題なくできたと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、引き続いて証拠調べの関係でちょっとお伺い したいのは、責任能力が争われた殺人事件で、専門用語がまさに出てくる、あるい は専門家、お医者さんの話を聞いたりをされたのではないかなと思うんですが、そ の辺の理解についてはいかがだったでしょうか。

6番

先生の話は、専門の話は理解できました。分かりやすく、きちんと説明していただいて、そこに殺人をやるか、やらないかという判断はできただろうということに私は記憶してるんですけど。そういうことがすごく分かったものですから、お薬とか、そういうこともいろいろ考えて、最後はきちっと考えがまとまったんです。

司会

ありがとうございます。実は、この証拠調べ関係の記録を私が拝見してて興味深かったのは、裁判所の質問が、被告人質問がほかの事件に比べて、群を抜いて長いんですね。ほかの事件だとおおむね30分以内に収まってるんですが、この事件だけはなぜか裁判所の質問が85分も行われているので、裁判員の方もたくさん聞かれたのかなと思うんですが、7番さん、そんな感じだったのでしょうか。

7番

裁判員の中でも、議論がというか、いろいろな角度からいろいろな意見がもちろん出ていて。3人ぐらいずつ、質問は確かしたような。共通で思っている疑問は、 裁判官の方からしてもらったと記憶しています。自分はその事件しか担当していないので、質問が多いのか少ないのかは分からないです。

司会

実際のところ、扱っている事件自体は責任能力として非常に難しいんですが、今の6番さんのお話で、お医者さんの話もよく理解できたと。つまり、解決しなければいけない、判断をしなければいけない問題自体が、前提となることがよく分かっているがゆえに、被告人に聞くこともたくさん増えた、そんな感じだったんでしょうか。6番さん、大体そんな感じでしたか。

6番

はい。

司会

それは、非常にある意味理想的な展開だったと思います。ありがとうございます。 では、証拠調べを踏まえて、検察官の論告、弁護人の弁論、最終的な意見を述べるという場面についてどのような印象を持たれたかをお聞きしたいと思います。1 番さん、いかがでしたか。

1番

検察官の方も弁護人の方も,淡々と,落ち着いた話し方で,どちらもその自分の

立場で話をされていました。弁護人の方は、だから被告人は犯人じゃないんだよ、 殺人未遂じゃないんだよというのを分かりやすく、落ち着いた話し方でしていたの が印象的でした。どちらも、私たち素人にも分かりやすい話し方、分かりやすい内 容だというのが印象的です。

司会

ありがとうございます。2番さん、いかがだったでしょうか。

2番

この事件は3番の方もおっしゃってたんですけど、確か三つ犯罪が重なってたんですよね。その一つ一つに対して分かりやすく話をしていました。ただ、問題は量刑に入っていくときに、それがどうつながるのかというところは、評議のときに、ほかの方も質問されてたと思います。論告自体は非常に分かりやすかったと思います。

司会

今御指摘になった点は、検察官の論告だと、必ず求刑がされるわけですが、どう してその求刑のその年数が出てくるのかというのが、論告をぱっと読んですぐ頭の 中で分かるという感じではなかったのかなと、そういうところですかね。

2番

いや、既に証人で呼ばれていた実行犯が6年という求刑でしたので、これについては共謀共同の正犯が成り立つかというところだったので、恐らくみんなは6年以上だろうと思っていたということだと思うんですね。ただ、その6年以上というところが、実行犯としての行為が、彼らに対して、要は教唆ではなくて、逆に共謀してるわけだから、その辺の重さみたいなところが、多分、自分ら素人には分かりづらかったということなので、論告そのもの自体は別に、三つの事件について、それは分かってはいたということです。

司会

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

3番

大変分かりやすかったと思います。

司会

4番さん,いかがだったでしょうか。

4番

最終的なことは、納得はしました。ただ、被告人がその後控訴したということが、 やはりこのことで納得してなくて、やったのかなというのがちょっと残念な気持ち と、前にも言ったけど、複数人でやってまして、一人しか捕まってない状態だった ので、全体像を把握できないので、その判決としては、いいのかなと。あと、事件 から相当長期間経ってたので、その長い期間の犯人の人生のこともいろいろ複雑に 絡まってたので、最終的には納得はしたんだけど、そういうちょっとしたところが 分かりづらいのと、前にも言ったとおり、外国人の方で、本当にこのことをちゃん と理解して、通訳の方が真剣にしてるのかなというのが、やはり。言葉が分からな い状態だったので、余計不安がありました。当時は判決してても、最終的にまで持 っていいのかなという不安がありました。

司会

ありがとうございます。更に、先ほど来出てきている責任能力が争われた殺人事件、これに関しての論告、弁論、検察官、弁護人の最終的な意見が述べられた際、それについての御意見、御感想ということで、6番さん、いかがだったでしょうか。6番

皆さんが最後はきちっと理解できて、論告の評価はできたと思います。

司会

ありがとうございます。7番さん、いかがだったでしょうか。

7番

論告も弁論も、そのときは自分の中で整理されてたので分かりやすく聞きました けど。論告自体の分かりやすさ、弁論自体の分かりやすさとは別に、自分が、どの 程度という責任能力のグラデーションを抱えているので、ちょっとそこで差がある のでっていうのは、分かりながら、だけど、この後どうするのかなと思いながら聞 いてました。

4 評議に関する感想, 意見

司会

ありがとうございます。それでは、証拠調べについては、この程度に致しまして、 続いて、評議に関してどのような御意見、御感想を持たれましたでしょうか。それ ぞれの事件の内容に関してどのような意見が出たかというのは、評議の秘密という ことになりますので、それに触れることはできませんが、全体としての評議の進め 方、あるいは評議で取られた量刑の考え方とか、そういったものの説明、その分か りやすさ、あるいは評議に掛けた時間ですね、そういったようなことを含めて、御 感想、御意見がありましたら、伺いたいと思います。1番の方、いかがだったでし ょうか。

1番

まず、全体的に、裁判官の方の説明があって、とても分かりやすく話を整理してくれる方だったので、ああ、こういうふうな考え方で進めるんだなというのが分かったので、話合いもスムーズに行ったと思います。ですから、量刑についても、裁判員は若干高めに考えてしまうんですが、でも、裁判官はとても冷静に対応されて、裁判員も納得するような量刑を説明の中で話をしてくださいました。

あと、評議に掛ける時間なんですが、これは、やはり被告人のこれからの人生にも大きく関わるので、反省して、出たときに残された人生を有意義に生活できるような、そういう時間を持ってほしいなと思いますので、14日間でしたけれども、十分それに値するかなと思いました。

司会

今の最後の点に関しては、評議、最終的な裁判員の話合いだけではなくて、審理 全体、これは全部で14日間掛けているわけですけれども、それも十分、それだけ 掛けるだけの意味があった,価値があったというふうな御感想だということですか。

そうですね、はい。長くは感じませんでした。

司会

ありがとうございます。それでは、2番さん、御意見、御感想等をお聞かせ願え ればと思います。

2番

法律用語に関しては、裁判長からホワイトボードを使って説明していただいて、非常に分かりやすかったと思います。量刑に関する裁判官の説明も、過去のデータをモニターを使って説明していただいたということで、恐らく、先ほどちょっと言わせていただいた原田國男先生辺りのところよりも更に進んだ、そういった量刑ができるような形になってきてるんだろうというような印象を受けています。

それから、評議に掛ける時間やその配分はいかがでしたかというところですけど、これに関しては冒頭言わせていただいたとおり、評議のプロセスが非常に専門的なものですから、自分らにとってはちょっとそこが分かりづらかったというのがあるんですね。そうすると、どういうことになるかというと、ペース配分がちょっと見通しがつかないんですよね。つまり、こういう評議のプロセスを踏んでいくということは、評議のビデオとかって、最初に裁判所に来たときに見せていただくんですけど、自分の印象ですが、そのビデオの中では捉えきれないような、その思考プロセスにいつもちょっとギャップがあるということで、最後の評議、量刑していくところで、今までのペース配分が自分にとっては非常に分かりづらかったというのはあります。

司会

今の御指摘の点に関しては、こうしたら良かったんじゃないかとか、そのような 御意見はありますでしょうか。

2番

この意見交換会は建設的に言ってくださいというふうな前提になってるので、それを自分が建設的に言うためにどういうことを言えばいいのかって、ちょっと思ってきてはいるんですけど、恐らく、裁判員裁判のところでいえば、多分見えないものがあまりにもありすぎるので、恐らくそこをある程度分かるように、もし逆に、裁判所の方にアイデアがあれば、裁判員裁判に協力的な方が出てくるだろうと思いますので、じゃあ、具体的に自分がそのアイデアを持っているかというと、申し訳ないですけど、ちょっとないので、恐らくここは、結城裁判長にはこんな意見もあったことに対して、何か自分らでアクションを起こせるのかというふうに考えていただいた方がいいと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、3番さん、評議の点に関して御意見、御感想 ございましたら、お願いいたします。

3番

法律用語にしても、量刑にしても、非常に良かったと思います。最後の朝に来たときに、裁判官3人の方、最初、ここでいうと、長島さんという方が最初に入られて、今日はこういうことをやりますよというのをすごく、私みたいな勉強してないような者でも分かりやすく説明していただいて、それで、評議をして、帰りは、次はこういうことをやりますよというのを分かりやすく、長島さんのほかの小笠原さんと、あと瀧田さんと、3人それぞれ、分かりやすく言っていただいたので、すごくそれはやりやすかったと思います。

2番

確かに長島裁判官は非常に自分らにとってもユニークな方なので、6日間くらいだったんですかね、評議自体は5日間だったと思うんですけど、何とかまとめることができたというところは、恐らくああいうユニークな裁判官だから、そういう個人的なアクションがある意味良かったかなと。それが裁判官の方たちにとってオフィシャルな対応といえるものになるのかどうか、そこはちょっと自分らは分からな

いので、そこは、今、結城裁判長に逆にお話をお預けしたいなというところでしょ うか。

司会

ありがとうございます。長島裁判官は、私、まだお会いしたことがないので、今 のお話を聞いて、是非お会いしたいと思います。

それでは、4番さん、評議に関する御感想、御意見、お願いいたします。

4番

評議に対しては、具体的にそれまでのプロセスが全部分かっていたので、最後の結論はスムーズに行ったと思います。特に、こういうことをやったときには大体がこのぐらいですよということの事前の説明が最初にあったので納得した上で、ボードで、個人的にどこに反対するかというのは戸惑わなくて、ここがいいんじゃないかということをちゃんと、はっきり、明確に評議できたので、納得して、すっきりして終わることができました。やはり、関わった人たちがすばらしかったから、私みたいな何も分からない人も分かるようになって良かったです。

司会

ありがとうございます。引き続きまして, 6番さん, 評議に関して御意見, 御感想をお願いいたします。

6番

私も本当にいろいろ分かりやすく教えていただきました。でも、評議では、やはり精神的なものと、きちんと殺人について、まだちょっと考えが皆さんと合わなかった。いろんな意見が出るとは思うんですけれども、8日間のその時間の中でしっかりと裁判官の方の説明、ポイントを作って、それで理解するようにとしてくださったので、そこは、最後はすごくきちっとまとまったと思います。

司会

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

7番

やっぱり最初の頃はいろんな方向性というか,みんな分からないでやってるので, そんな中で,1個1個の疑問に対して,ちゃんと裁判官の方がきちんと,これはこ ういうことと整理して,みんな共通して分かった上で進んでいった部分も非常に多 かったので,何とかまとまったのかなというところがあります。

担当したものに関していえば、法律用語だけじゃなくて、医療用語などの専門用語が出てくるんですけれども、そういうのも最初聞いて分からないけれども、戻って、これはこういうのがあってという説明を受けて、ああ、そういうことかと、後からきちんと理解して進められたので、大きく問題はなく進められたというところと、あと、時間配分はあれ以上早くすることも遅くすることもできないなという感じはしました。あれより短いと、多分みんな理解できなかったと思います。本当にみんな納得して、自然な形の時間で、あの配分は適切だったかなと思います。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会

どうもありがとうございます。最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージをお願いしたいと思います。皆さんが御経験して感じたこと、これから裁判員あるいは補充裁判員になられる方へ向けてのメッセージとしてお伝えいただければと思います。1番の方、お願いいたします。

1番

裁判所というのは、すごく上から目線の方が多くて、いつも笑顔がない人たちなのかなと思ったらば、全然違う印象で、とても穏やかな雰囲気な人たちが多いんだなというのが印象でした。

それで、これからなられる方へのメッセージなんですが、理想は、罪を犯す人がいなければ一番いいんですけれども、それはなかなかかなわない現状なので、被告人の人生を考える機会を得ることができる、罪は罪で償ってもらいたいんですけれども、そういう自分の今まで経験したことのないことを経験できるチャンスを得ることができるので、是非、職場の協力も得られながらできれば、いい裁判員になっ

て、協力するようにしていただきたいと思います。

司会

ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

2番

今,1番の方がおっしゃったとおりだと思うんですよね。自分は23歳のときに裁判所に来るきっかけがあって。自分の裁判所の一番の印象というのは、被告人も手錠を外していますので、それを見たときに、裁判所って自分が思っていたイメージよりは自由でした。もちろん審理するためなんですけど、全く裁判所に来たことがない人にとっては、法廷の雰囲気というのは、全く想像のつかない部分があるんだという、そのギャップを裁判所の方が埋めるようなアイデアが出てくれば、多分裁判員裁判はもう少しブラッシュアップされてくるだろうと、個人的には思います。司会

ありがとうございます。3番の方、お願いいたします。

3番

今回,補充裁判員に選ばれまして思ったことは,まず最初に,裁判所職員の方のお仕事が大変すばらしいお仕事をしてるなということと,これだけの書類を集めて,素人さんに分かりやすく説明してと考えると,すごく大変だろうなと思います。これからも大変だと思うんですけれども,体に気を付けて頑張っていただきたいと思います。

これから裁判員になられる方へのメッセージですけど、こういう機会は一生に一度あるかないかだと思うんです。これを経験することによって、今後の人生が少しずついい方向に向かうと思うので、是非、選ばれたときは頑張っていただきたいなと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、4番の方、お願いいたします。

4番

やはり自分が経験したことは、やる前の考えと、やった後の考えが全然、100パーセント違う、ガラッと変わったということと、3番さんが言ったとおり、法を犯す、そういうことは、確かに人間だから間違えたり、いろいろなことが経験はあるけど、自分も、そういう事件で、未解決だけど、そういう経験もしてるし、子どもを亡くしてたり、兄も亡くなって、いろいろ人生はあると思います。その中でもめげずにやるということが人生だと思うので、だから、裁判員になればもっと違う感覚で人を見る人生になるし、許されない部分もあるんだけど、やはり許すという気持ちもあるし、複雑な気持ちを補いながら生活できると思います。私は忘れない性格なので、全部記憶の中に、一つ一つを鮮明に覚えてるし、特に被告人の態度というか、それは一生忘れないと思うので、皆様にこういう経験したことを、特に子どもが経験してないから、家族からスイッチ入れて皆にも良い経験だと伝えたいなと思います。

司会

ありがとうございます。それでは、6番の方、お願いいたします。

6番

やはり勧めたいとは思っております。それで、若い人に、引きこもりとか認知症にならないように、ここに来ると、ならないんじゃないかなと思います。本当に頭が動きます。やはり人の人生ですから。だから、今まで自分が経験したこととまた違う人生があるんだということで、若い人に勧めます。

司会

ありがとうございます。それでは、7番さん、お願いいたします。

7番

裁判員を経験して感じたことは、まず、これからなられる方へということであるので、やった方がいいというふうに周りには勧めたいとは思います。その勧める理由としては、やっぱり、やる前とやった後では理解が違います。それだけ周りを見ても、あまり裁判員に当たった人がいなかったりするので、潜在的には興味が皆さ

んあるとは思うんです。でも、やっぱり参加できない方が多いので、職場の理解だったり、職場とか学校とか、そういうコミュニティ対象に何かメッセージを送った方がいいんじゃないかなと思います。裁判員になられる方へじゃないですけど、そういう場自体があったら、潜在的には興味ある人は多分いっぱいいると感じました。自分が裁判員裁判に参加したよとカミングアウトすることによってそれが分かりました。

司会

ありがとうございます。皆様、改めて、温かいお言葉、本当にありがとうございます。

6 報道機関からの質問

司会

引き続きまして、報道機関からの質問ということで、お願いします。

茨城放送

まず、一般的な話として、裁判員候補者や裁判員になるまで、なかなか裁判員制度については真剣に考えないという傾向が強いというふうに考えられると思います。今日の皆さんの感想をお聞きしても、やって初めてこの制度の良さを感じられたというお話も出てきました。裁判員を経験されて、今後、こういう報道をしてもらうと興味を持つのではないかということがあれば、思い付くことがあれば、教えていただきたいと思います。

司会

今の御質問としては、こういう報道であればこれから裁判員になろうとする方、 なるかもしれない方が興味を持つのではないかということで、何かアイデアはござ いますでしょうか。

2番

裁判所のホームページを見たのは、裁判員裁判の通知が来て初めてで。つまり、 それだけ裁判所には縁がないところがあると思いますので、アイデアでも何でもな いですけど、裁判所のホームページを見るというところのきっかけがどうやったら作れるのかというところかなと思います。

6番

茨城新聞さんは取ってるんですけれども、とても裁判員裁判の始めと結果をしっかり見るようになりました。それこそ新聞に記載されることは見る機会が多くなってると思います。

7番

私は逆に裁判員裁判に参加することによって、だから新聞はこれしか書けないんだなと思いました。事実とか結果しか書いてないじゃないですか。多分僕が担当したものをそれこそ興味を持つように書こうとすると、ワイドショー的な方向に行っちゃう気がします。それでいいのかと。興味を持つということの定義がどこに置かれるかというところもあるとは思うんですけれども、個人的な意見としては、実際の事件と切り離して、裁判員制度で何か面白いことを考えた方がいいと思います。

茨城放送

ありがとうございます。簡単にあと2問、聞かせていただきます。

是非この経験を伝えたい,是非裁判員を経験した方が良いという話もたくさん聞くことができました。ただ,これは皆さんのお話として今日出てきている話ではありませんけれども,守秘義務について,どこまで話したらいいのかということがよく言われていると思いますけれども。どこまで話していいのかということを,実際悩まれたりしている方とかはおられますでしょうか。

4番

内容は言えないので、何ともいえないもどかしさがありましたけど、やはり秘密のところはたくさん、絶対言ってはいけないことはあるけど、報道されているから、何気なく、さらりと言って、その内容を知りたかったら、新聞なりテレビなりに詳しく載ってたので、それをよく見て納得すれば、個人的に言わなくてもいいと思います。一部に、私の意見を言ったことが報道されたので、何ともいえない、いろい

ろな人に私の意見が聞かれたんだなと思って、別な世界でいい刺激になりました。 7番

困ったこともありまして。例えば、先ほども裁判員に選ばれたという話を職場とかでは必ずしなければならないので、したときに、周りにたまたまミーハーな同僚とかがいると、どんな事件って聞かれるじゃないですか。そういうのに回答ってすごく困りますよね。どこまで答えていいのかとかというのが、すぐ、その場では言わなきゃいけない雰囲気になっちゃったりとか、ある程度は、というところも、多分場所によってはあるとは思うんです。なので、そういう経験をされた方はいるんじゃないですか。

茨城放送

今,お二人ほど、いろいろと経験された話を伺いましたけれども、もしそういった自分の経験を話すことができる場所がもっと必要ではないか、というお考えを持ってらっしゃる方はいらっしゃいますか。では、そのために必要な仕組みというのがあった方がいいということで、何か考えている方がいれば、そのことについても併せて伺いたいと思います。いかがでしょうか。

司会

いかがですか。そういう裁判員経験者が集まって、自分の経験を話すようなコミュニティの場というのが何かあった方がいいのではないかとお考えの方はいらっしゃいますか。

6番

判決を下して何年と経ちますね。その後、被告人がどういう考えでいるかという のはものすごく興味があるんですね。いろいろな意見がありましたからね、その年 数にしても何にしても。だから、その考えが正しいかとかじゃなくて、その後どう いうふうになってるのかというのは知りたいです。

7 最後に

司会

ありがとうございます。

どうも皆様長時間お疲れ様でした。貴重な体験をされたということを口々におっしゃっておられました。是非周りの方々にも伝えていただいて、できれば裁判所の願いとしては裁判員に候補者として選ばれた方が身近にいた場合には、その背中を押していただけると、とてもうれしく思います。今後とも裁判所にお力添えをどうかよろしくお願いいたします。本日はお疲れ様でした。